

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 スポーツ課

許認可等の内容		栃木市体育施設使用に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市体育施設条例第5条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市体育施設条例第6条～第8条
	参考事項	栃木市体育施設条例施行規則
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 3年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市体育施設条例抜粋 (利用の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、施設等の利用を承認しない。</p> <p>(1) 体育施設の設置の目的に反するとき。</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(3) 体育施設の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、体育施設の管理上支障があるとき。</p> <p>(施設等の変更禁止)</p> <p>第7条 第5条第1項の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、施設等に特別の設備を設置し、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(目的外利用等の禁止)</p> <p>第8条 利用者は、承認を受けた目的以外に施設等を利用し、又はその利用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p>	